解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

京都市東山区塩小路通大和大路東入東瓦町九六四番地

財団法人真言宗智山派教学財団

清算人　岡部　快圓

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

福岡県飯塚市潤野二三番地の一二

財団法人嘉穂高等学校龍王会

代表清算人　辻塚　弘行

第四十二期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表

（単位・円）

資産の部

流動資産	三九、七八五、九二五
固定資産	六〇、五九六、八八七
合計	一〇〇、三八二、八一二
負債及び純資産の部	
流動負債	二、三六九、六〇〇
固定負債	一五、一五九、〇〇〇
株主資本	八二、八五四、二一二
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	七二、八五四、二一二
利益準備金	二、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	七〇、三五四、二一二
（うち当期純利益）	（八、七三五、三四七）
合計	一〇〇、三八二、八一二

平成二十四年六月十五日

岐阜市鍵屋東町三丁目一九番地

社会協力産業株式会社

第三十六期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	五五三
固定資産	五七
資産の部合計	六一〇
負債及び純資産の部	
流動負債	三一〇
賞与引当金	一四〇
その他	一六九
固定負債	一四五
退職給付引当金	一四五
負債の部合計	四五五
株主資本	一五四
資本金	九〇
利益剰余金	六四
利益準備金	三〇
その他利益剰余金	三四
（当期純利益）	（二八）
純資産の部合計	一五四
負債及び純資産の部合計	六一〇

平成二十四年六月十五日

愛媛県西条市ひうち六番地三

愛媛サニタリープロダクツ株式会社

代表取締役　山下　博之

配当公告

富山市粟島町一丁目四番二〇号

破産者　有限会社プラス

右の者に対する富山地方裁判所平成二十三年（フ）第二四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八、〇四九、九七五円

（内優先債権額　金四一一、四九六円）

一、配当することのできる金額

金一七、二三九、三六五円

（内優先債権額　金四一一、四九六円）

平成二十四年六月十五日

富山市花園町三丁目五番二七号パピルスビル二階

破産管財人　山本　一三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡岩泉町門字下見内川二六番地ロ号、最後の居所本籍に同じ

被相続人　亡　横川利喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

岩手県宮古市南町一一番一八号田川ビル二〇二号松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　良啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区上石神井三丁目一二七番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目七〇番地五　一〇六号

被相続人　亡　安田　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号さいたま新都心法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞砂　一也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目三番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目三番三九号　被相続人　亡　高村　本子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二六番一号二〇二Cコスタ・タワー浦和A棟松本合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　輝夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬一丁目一九番、最後の住所埼玉県鴻巣市大字八幡田八四九番地

被相続人　亡　小林　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二六番一号二〇二Cコスタ・タワー浦和A棟松本合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　輝夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市宮前区宮崎四丁目一番地二九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇二　澄川圭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澄川　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市濁沢町一〇五七番地三、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地

被相続人　亡　川上　嘉松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

事務所新潟県三条市東裏館二丁目一八番六号

相続財産管理人　司法書士　大島留美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市舟橋町六丁目二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　前田　善明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十五日

岐阜県羽島市福寿町本郷一三五六番地

相続財産管理人　司法書士　飯田耕一郎